

第 2 号 公的研究費(直接経費及び間接経費)の使用規程

第 1 条(目的)

本規程は、公的研究費(直接経費及び間接経費)の適正な使用について定める。

第 2 条(基本原則)

- 1 公的研究費は研究目的に従い、適正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究活動にあたっては、対象となる個人、集団及び文化の尊厳を尊重することを基本とする。

第 3 条(物品購入)

- 1 物品購入は、当館の会計規程に基づき事前に申請し、支出財源と予算執行状況の確認とその内容を確認の上承認を得るものとする。
- 2 納品後の検収は、発注者及び研究担当者以外の者が実施するものとし、納品物の現物確認を行う。
- 3 成果物がない役務の発注についても、1、2に準じて行われるものとする。

第 4 条(旅費)

- 1 旅費は、当館の旅費規程及び会計規程に基づき事前に旅行命令を受け、終了後速やかに報告する。
- 2 必要に応じて証憑書類等により確認する。

第 5 条(謝金)

謝金の支出は、当館の会計規程に基づき、業務内容及び金額を明確にし、事前に承認を得る。

第 6 条(証憑書類)

領収書等の証憑書類は 5 年間適切に保存し、必要に応じて提示できるよう管理するものとする。

第 7 条(準拠規程)

- 1 本規程に定めのない事項については、当館の会計規程その他関係規程の定めるところによる。
- 2 公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合、当館の規程の運用内で、繰越制度等の活用、配分機関への研究費の返還が認められる。

第 8 条(不正防止)

架空請求、目的外使用その他の不正行為を行ってはならない。また、不正の疑いがある場合は速やかに報告するものとする。

附則 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 4 月 10 日から施行する。